

- 償却上手くんα VERSION:5.201
- 償却上手くんαクラウド・償却上手くんαクラウド SE VERSION:5.201

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7・8.1・10 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 令和 8 年度税制改正概要

➤ 令和 8 年度税制改正

令和 8 年度税制改正により、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例（租税特別措置法 28 条の 2、67 条の 5 関係）の適用期間が 3 年間延長されました。対象の減価償却資産の取得価額を 30 万円未満から 40 万円未満に引き上げ、また、対象となる法人から常時使用する従業員数が 400 人超となる法人が除外されます。1 年間の上限が合計 300 万円未満であることは変更されていません。

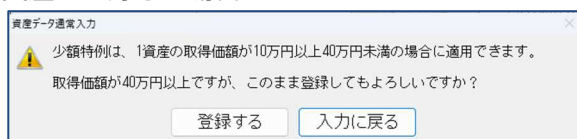
項目	改正前	改正後
適用期限	令和 8 年 3 月 31 日	令和 11 年 3 月 31 日
取得価格	30 万円未満	40 万円未満
従業員数	500 人以下	400 人以下

◆ 登録・入力・計算書

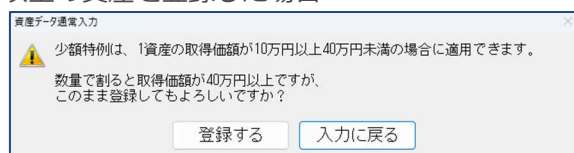
➤ 資産データ入力

①少額特例に適合していない資産を登録した場合に表示するメッセージを追加しました。

● 1 資産を登録した場合



● 2 以上の資産を登録した場合



- 《条件》 (1)取得年月日が令和 8 年 4 月 1 日以後
(2)償却方法が「少額特例」
(3)1 資産あたりの取得価格を 40 万円以上で登録

※取得年月日が令和 8 年 3 月 31 日以前の少額特例資産については、10 万円以上 30 万円未満で判定を行い変更はございません。

②検索絞込において「適用要件不一致」で少額特例の検索を行う場合の条件を追加しました。

- 《条件》 (1)取得年月日が令和 8 年 4 月 1 日以後
(2)1 資産あたりの取得価格が 10 万円未満又は 40 万円以上

※取得年月日が令和 8 年 3 月 31 日以前の少額特例資産については、10 万円未満又は 30 万円以上で判定を行い変更はございません。

➤ 固定資産台帳

- ①固定資産台帳リスト出力で「第一順位単位で改頁する」のチェックONで出力したときに改ページ後先頭に出力される資産の「品目コード」を表示するよう修正しました。

ご注意

- 他のICSシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のICSシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

以上